

滋賀短期大学附属高等学校生徒会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は滋賀短期大学附属高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は滋賀短期大学附属高等学校に在学する全生徒で組織する。
- 第3条 本会は本校の教育方針に従い、会員相互の自主性を尊重し、健全なる自主活動を行うことによって、学園生活を充実させ、適正堅実な生活態度を体得すると共に、社会性を高めることを目的とする。そのために、以下の活動をおこなう。
1. 学校生活の充実と改善向上を図る活動
 2. 生徒と諸活動間の連絡調整に関する活動
 3. 学校行事への協力に関する活動
- 第4条 会員は本会に対して次の権利を有し、義務を負うものとする。
- 第3条の目的を達成するため、以下の自主的に参加して活動すること。
1. 役員を選挙し又は役員に選挙されること。
 2. 会費を納入すること。
 3. 本会会則及び本会会則に基づく一切の規則を守ること。

第2章 執行部役員等

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1 名 副会長 2 名 書 記 1 名
- 第6条 会長及び副会長・書記は、全生徒の投票により選出される。
- ただし、会長・副会長は第2学年、副会長・書記は第1学年より選出するものとする。
- 第7条 会長及び副会長、書記の任期は10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。その他の部員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第8条 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。書記は会長を補佐し、本会の企画運営その他必要な事項を記録する。
- 第10条 部員は会務の運営を円滑にするため、本会会則第32～34条に規定する各部の事務をつかさどる。
- 第11条 本会に名誉会長・顧問を置く。
1. 名誉会長には校長を、顧問には本校教職員を推挙する。
 2. 名誉会長・顧問は、本会の健全な運営を図るために、本会の指導にあたるものとする。

第3章 生徒総会

- 第12条 生徒総会は本会の最高意思決定機関であり全校生徒をもって構成し、開催日の7日前までに議案を公示し生徒会長が召集する。
- (2) 生徒総会は、本会の予算の議決・決算の承認及び会則の制定・改廃、その他本会の重要事項を審議・決定するものとする。
- 第13条 生徒総会は年1回以上開催するものとする。
- 第14条 生徒総会の議長及び副議長は総会において選出し、会議の議事をつかさどる。
- 但し、代議員会の議長又は副議長がこれにあたることができる。
- 第15条 会長は次のような場合においては、臨時総会を召集しなければならない。
1. 全代議員1/2以上の要求があったとき。
 2. 全会員の1/3以上の要求があったとき。
- 第16条 総会は全会員の2分の1以上の出席がなければ、成立しない。また議事を議決することもできない。
- (2) 総会の議事は出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 代議員会

第17条 代議員会は（予算の議決、決算の承認及び本会会則の制定・改廃を除いて）総会で議決しなければならない事項を代行する。

第18条 代議員会は各ホームルームから選出された各クラス2名の代議員でこれを構成する。

第19条 代議員の任期は前期4月1日から9月30日、後期10月1日～3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

第20条 代議員会に議長1名、副議長1名を置き、代議員の互選で定める。

第21条 代議員会の会議開催日の3日前までに議案を代議員に通知して、議長がこれを召集する。

第22条 議長は次のような場合においては、臨時代議員会を召集しなければならない。

1. 会長から要求があったとき。
2. 全代議員の3分の1以上の要求があったとき。

第23条 代議員会は、全代議員の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

（2）議事は出席代議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第24条 会員は議長の許可を得て、代議員会を傍聴することができる。

第5章 執行部

第25条 執行部は本会の執行機関であって、総会及び代議員会へ提出する議案を作成し、議決された諸事情の執行にあたるものとする。

第26条 執行部員は議案について発言するため、いつでも会議に出席することができる。

（2）執行部員は答弁又は説明のため、出席を求められたときは出席しなければならない。

（3）執行部員は代議員会の議決については表決に加わることができない。

第27条 緊急やむを得ない事項については、執行部会は会則第14条及び第22条の規定にかかわらず、代議員会の議決を得て、名誉会長の指導を受けて、これを処理することができる。

第28条 執行部会は必要に応じ、随時、会長が召集する。

第6章 ホームルーム

第29条 ホームルームは生徒会活動の基盤となるものである。各ホームルームは所属の代議員を通じて、代議員会に議案を提出し、又は執行部会からの委託された事項についてその実行に努める。

第30条 各ホームルームには次の委員を選出する。

代議員 2名（第4章、第18条に記載）

総務委員 2名、自治風紀委員 2名、環境整備委員 2名、広報図書委員 2名

各委員会の主な任務は、次のとおりとする。

1. 総務委員会 庶務、生徒会行事の企画運営に関する事項。
2. 自治風紀委員会 生徒心得の実践、校内外の生活の向上。
3. 環境整備委員会 保健衛生の徹底、環境美化、その他必要な事項。
4. 広報図書委員会 生徒会行事の広報活動、図書館活動の推進。

委員の任期は前期4月1日から9月30日、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

第31条 実行委員会

生徒会行事を推進するあたり、必要に応じて、実行委員会が組織される。

第7章 各部

第32条 執行部会に総務・自治風紀・環境整備・広報図書の4部を設ける。

各部は、各委員会と協力し、教職員のアドバイスを受け、業務を遂行する。

第33条 各部の業務は次のとおりとする。

1. 総務部 ホームルーム活動、生徒会行事の企画運営に関する事項。
2. 自治風紀部 生徒心得の実践、校内外の生活の向上。
3. 環境整備部 保健衛生の徹底、環境美化、その他必要な事項。
4. 広報図書部 生徒会行事の広報活動、図書館活動の推進。

第8章 会 計

第34条 本会の経費は、会費・入会金及び寄付金その他の収入でこれを支弁する。

第35条 本会の経費の支出は別に定める会計細則による。

第36条 本会の会費の額は生徒総会で定める。

(2)会費は授業料納付と同時に納めるものとする。

第37条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 本会の管理

第38条 本会の活動は校長の管理に属するものとする。

付 則

本会則は平成20年4月1日から施行する。

付 則

本会則は平成24年4月1日から施行する。

付 則

本会則は平成30年4月1日から施行する。

付 則

本会則は令和7年5月8日から施行する。

滋賀短期大学附属高等学校生徒会役員選挙管理規定

第1章 総 則

第1条 この規定は、生徒会会則第6条に基づき、これを定める。

第2条 この規定は、生徒会会長、副会長および書記選挙に適用し、生徒会会員の意志を反映し、円滑な選挙が行われ、生徒会活動の発展に寄与することを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

第3条 生徒会選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という）は各ホームルームより1名ずつ選出された選挙管理委員（代議員が兼務）によって構成され、互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

第4条 選挙管理委員は自ら立候補することはできない。また、特定の候補者を応援することはできない。

第5条 選挙管理委員会は投票日を決定し、投票日の20日前までに、次の事項を告示しなければならない。

1. 立候補受付期間
2. 投票日・投票場所
3. 立合演説会の日時と場所

第6条 選挙管理委員会は受付終了後、速やかに会長・副会長・書記各々の立候補者全員の氏名を公示する。

第3章 選挙権および被選挙権

第7条 全会員は選挙権を有する。

第8条 会長及び副会長のうち1名の被選挙権は2年生が有し、副会長及び書記の被選挙権は1年生が有する。

第4章 立候補の届出

第9条 会長・副会長・書記の立候補者は、責任者1名を併記して選挙管理委員会に届けなければならない。

第10条 立候補者のない場合は、各ホームルームからの推薦により、立候補者の選出をする。

第5章 選挙運動

第11条 選挙運動は立候補届出締切日から投票日までとする。

第12条 立候補者は次の選挙活動を行うことができる。

1. 選挙管理委員会が規定したポスターの校内掲示
2. 責任者立ち合いの上、ホームルーム、その他選挙管理委員会で規定した範囲内での演説
3. 選挙管理委員会が開催する立合演説会

第13条 選挙運動は品位を保ち、公正に行われなければならない。

第6章 投票および開票

第14条 投票の場所および時間は選挙管理委員会が定める。

第15条 投票は会長・副会長・書記ともに単記無記名投票とする。

第16条 選挙は全会員の3分の2以上の有効投票を必要とする。

第17条 選挙管理委員長の許可があれば、不在投票を行うことができる。

第18条 開票は投票後、選挙管理委員会の指定した場所において、選挙管理委員会および立候補者届出用紙に記名された責任者立ち合いの上で行う。

第19条 開票の結果は直ちに選挙管理委員会が全会員に報告する。

第20条 開票の結果、有効投票の最多票を得た者が当選とする。なお、同数の場合は決選投票を行う。

第21条 候補者の数が定数と同じ場合には、信任投票を行う。信任には有効投票数の過半数を必要とする。不信任の場合は、再選挙を行う。

附則 本規定は、2018年4月1日から施行する。